

一般会計予算決算常任委員会 理科大分科会 審査日程

日 時 令和2年2月26日（水）

山口東京理科大学

調査特別委員会終了後

場 所 第2委員会室

審査内容

1 議案第1号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)について
大学推進室

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 2-7-1 大学推進室(歳入 22-1-1)

（繰越明許費：山口東京理科大学薬学部校舎整備事業）

(2) 歳出に係る質疑

※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。

※2 歳出を説明するときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。

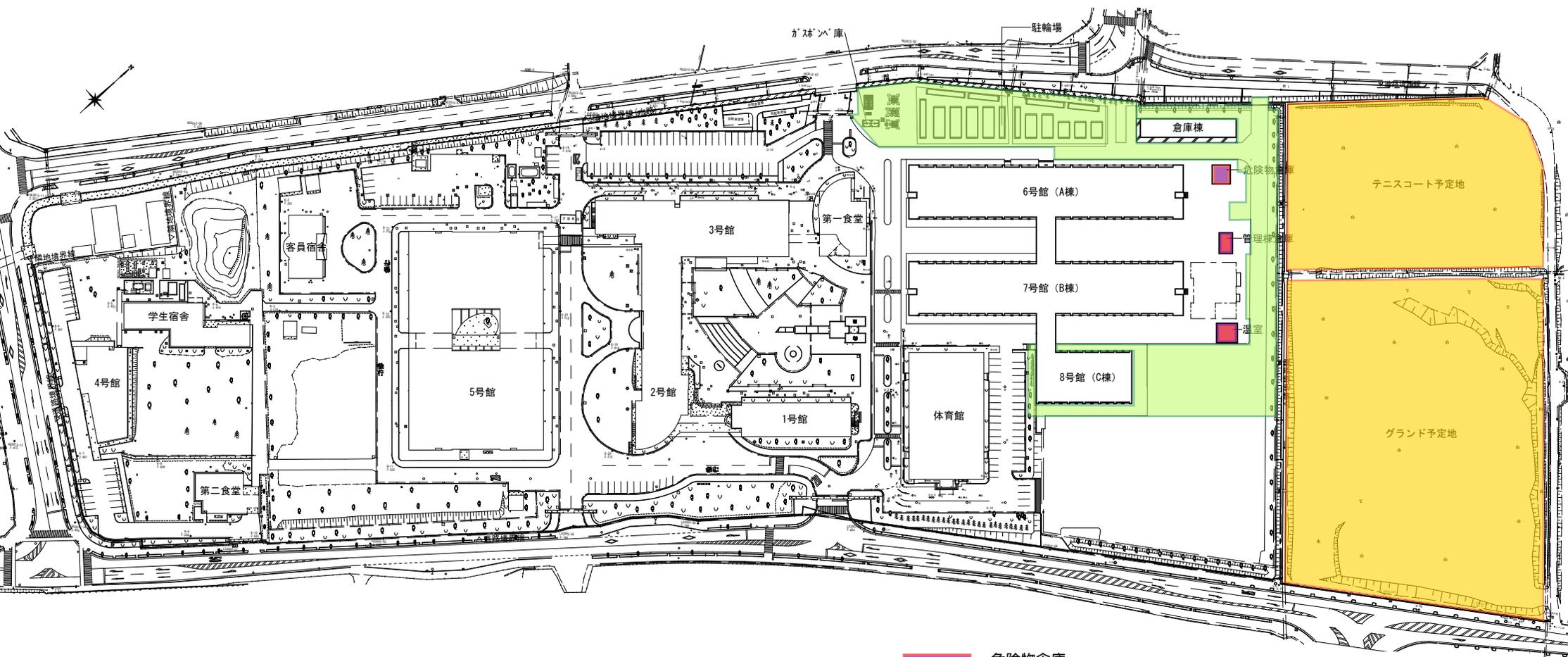
【資料 1】

令和元年度 補正予算（第7回）大学関係費の概要

(円)

節	工 事 名	予算額	執行(見込)額	不用額	不執行額	備 考
委託料	薬用植物園附属棟の建築 確認申請に係る業務委託	1,100,000	0	0	1,100,000	
	小 計	1,100,000	0	0	1,100,000	
工事請負費	駐輪場建設工事	39,600,000	33,358,000	6,242,000	0	契約額：33,358,000円 H30：0円 R01：33,358,000円
	外構整備工事 ※薬用植物園、側溝、 駐輪場の整地等	30,000,000	19,827,760	10,172,240	0	契約額：33,827,760円 H30：14,000,000円 R01：19,827,760円
	薬用植物園附属棟建設工事	70,000,000	0	0	70,000,000	
	小 計	139,600,000	53,185,760	16,414,240	70,000,000	
合 計				16,414,240	71,100,000	

※補正額：16,414千円(不用額)＋71,100千円(不執行額)＝87,514千円(減額する額)



-  危険物倉庫
R2年度着工を目指し設計を行っていたが今回の事態を受け保留中
-  外構整備工事
3月中に工事完了予定（検査が4月にかかるためR2年度に繰越）
-  グランド・テニスコート整備
設計業務をR2年度に繰越
-  薬用植物園附属棟（管理棟、温室）
設計済。R元年度着工を目指していたが今回の事態を受け補正予算にて工事費皆減

山口東京理科大学周辺の用途地域



山口東京理科大学における危険物の貯蔵状況

▼第一種住居地域【現在の用途地域】

建築基準法関係	第1類		第2類			第3類			第4類						第5類		第6類	圧縮ガス	液化ガス	倍数
	第1種	第2種	ナリム	第1種	第2種	第3種	特殊引火	第1非	第1水	アルコール	第2非	第2水	第3非	第3水	第1種	第2種				
貯蔵数量の上限	50kg	500kg	10kg	10kg	50kg	300kg	50ℓ	1,000ℓ	2,000ℓ	400ℓ	5,000ℓ	10,000ℓ	10,000ℓ	20,000ℓ	10kg	100kg	300kg	350m ³	3.5t	
貯蔵の数量	5.17kg	0.50kg	0.03kg	0.03kg	0.90kg	0.20kg	20.15kg	268.20kg	261.56kg	528.90kg	36.50kg	39.40kg	3,116.50kg	16.90kg	0.26kg	1.46kg	3.00kg	45.15kg	3.31kg	
貯蔵の倍率	0.103	0.001	0.003	0.003	0.018	0.001	0.403	0.268	0.131	1.322	0.007	0.004	0.312	0.001	0.026	0.015	0.010	0.129	0.945	3.701

↑
1.0倍以下

▼用途地域が「準工業地域」の場合

建築基準法関係	第1類		第2類			第3類			第4類						第5類		第6類	圧縮ガス	液化ガス	倍数
	第1種	第2種	ナリム	第1種	第2種	第3種	特殊引火	第1非	第1水	アルコール	第2非	第2水	第3非	第3水	第1種	第2種				
貯蔵数量の上限	1,000kg	10,000kg	200kg	200kg	1,000kg	6,000kg	1,000ℓ	10,000ℓ	20,000ℓ	8,000ℓ	50,000ℓ	100,000ℓ	100,000ℓ	200,000ℓ	200kg	2,000kg	6,000kg	3,500m ³	35.0t	
貯蔵の数量	5.17kg	0.50kg	0.03kg	0.03kg	0.90kg	0.20kg	20.15kg	268.20kg	261.56kg	528.90kg	36.50kg	39.40kg	3,116.50kg	16.90kg	0.26kg	1.46kg	3.00kg	45.15kg	3.31kg	
貯蔵の倍率	0.005	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.020	0.027	0.013	0.066	0.001	0.000	0.031	0.000	0.001	0.001	0.001	0.013	0.094	0.275

↑
1.0倍以下

(参考)

消防法関係	工学部関係					薬学部関係				
	2号館 3号館	4号館	5号館	6号館	7号館	危険物倉庫棟		発電機設備		
						少量危険物倉庫	ポリタンク置場	発電機	燃料小出槽	燃料タンク
貯蔵倍率	0.322	0.180	0.444	0.975	0.960	0.950	0.135	0.073	0.483	0.997

1.0未満 1.0未満 1.0未満 1.0未満 1.0未満 1.0未満 0.2未満 0.2未満 1.0未満 1.0未満

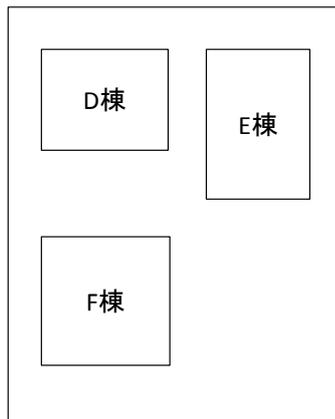
【資料5】

危険物の貯蔵に関する用途規制について

建築基準法(以下「法」という。)第48条における危険物の貯蔵等に係る用途規制とは、敷地内における危険物の総量を規制するもので、敷地の用途に応じ危険物の種類ごとに定められた貯蔵量の上限値(法施行令第130条の9において規定)で敷地内に貯蔵される危険物の数量を除し、その商の和が1を超えないように制限するものです。

【例】

第一種住居地域内で3種類の石油類(非水溶性)を3カ所で貯蔵する場合(単位:kg)



■危険物の貯蔵量

	D棟	E棟	F棟	合計
第1石油類	600	200		800
第2石油類	500			500
第3石油類		200	300	500

■上限値及び倍率

	上限値			倍率
第1石油類	1,000			0.8
第2石油類	5,000			0.1
第3石油類	10,000			0.05

※敷地全体 $0.8+0.1+0.05=0.95 \leq 1.0$ …OK

消防法の危険物規制

消防法では、火災の発生や拡大の危険性が大きい物質、消火が困難な物質を危険物として規制しています。

代表的なものとして、ガソリン、灯油、軽油、重油などの燃料が挙げられます。危険物の貯蔵、取扱い、運搬の際には法令の技術上の基準を守らなくてはなりません。

危険物は常温で固体又は液体のもので、性状に応じ、第1類から第6類までの6つの類に分類されています。

危険物は、その危険性に応じて政令で指定数量が定められています。また、貯蔵し又は取り扱う危険物の数量を指定数量で割った数値が、その危険物の指定数量の倍数となります。2品名以上の危険物を同一場所で貯蔵し又は取り扱う場合は、倍数を合算します。貯蔵し又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、許可や届出が必要となります。

(1) 指定数量の倍数の計算方法

同一の場所で1つの危険物を貯蔵し又は取り扱う場合、貯蔵又は取り扱う危険物の数量をその危険物の指定数量で割り算した数値が、その場所で貯蔵し又は取り扱う危険物の指定数量の倍数になります。

$$\frac{\text{危険物の貯蔵量}}{\text{危険物の指定数量}} = \text{指定数量の倍数}$$

例) ガソリン (第4類: 引火性液体 第一石油類)

$$100\text{ℓ} (\text{貯蔵する量}) \div 200\text{ℓ} (\text{指定数量}) = 0.5$$

$$200\text{ℓ} (\text{貯蔵する量}) \div 200\text{ℓ} (\text{指定数量}) = 1.0$$

$$400\text{ℓ} (\text{貯蔵する量}) \div 200\text{ℓ} (\text{指定数量}) = 2.0$$

(2) 2つ以上の危険物を取り扱う場合の指定数量の倍数

同一の場所で2つ以上の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合でも、貯蔵し又は取り扱うそれぞれの危険物の数量を、それぞれの危険物の指定数量で割り算した数値の合計がその場所で貯蔵し又は取り扱う危険物の指定数量の倍数になります。

例えば、同一の実験室でA、B、Cの危険物を取り扱っている場合は、次の式により倍数を計算します。消防法で危険物の指定を受けているものすべてのトータルで考えます。

$$\frac{\text{Aの取扱量}}{\text{Aの指定数量}} + \frac{\text{Bの取扱量}}{\text{Bの指定数量}} + \frac{\text{Cの取扱量}}{\text{Cの指定数量}} = \text{指定数量の倍数}$$

※ 同一の場所で危険物を保管するときは、指定数量の倍数による規制の内容

指定数量の倍数	規制の内容
0.2倍未満	届出、許可は不要
0.2倍以上1.0倍未満	消防署へ少量危険物・指定可燃物・貯蔵・取扱届出が必要
1.0倍以上	保管場所・設備等に関して許可が必要

○危険物の規制に関する政令

別表第三 (第一条の十一関係)

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	50kg
		第二種酸化性固体	300kg
		第三種酸化性固体	1,000kg
第二類	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
	鉄粉	第一種可燃性固体	100kg
		第二種可燃性固体	500kg
	引火性固体	1,000kg	
第三類	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg
	黄りん		20kg
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg
	第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg	
第四類	特殊引火物		50ℓ
	第一石油類	非水溶性液体	200ℓ
		水溶性液体	400ℓ
	アルコール類		400ℓ
	第二石油類	非水溶性液体	1,000ℓ
		水溶性液体	2,000ℓ
	第三石油類	非水溶性液体	2,000ℓ
		水溶性液体	4,000ℓ
第四石油類		6,000ℓ	
動植物油類		10,000ℓ	
第五類		第一種自己反応性物質	10kg
		第二種自己反応性物質	100kg
第六類			300kg

備考

一 第一種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあつては次のイに掲げる性状を示す

もの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。

イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第一条の三第二項の燃焼試験において同項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第六項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が五十パーセント以上であること。

ロ 第一条の三第一項に規定する大量燃焼試験において同条第三項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第七項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。

二 第二種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第一種酸化性固体以外のものであることをいう。

イ 第一条の三第一項に規定する燃焼試験において同条第二項第二号の燃焼時間が同項第一号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第五項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が五十パーセント以上であること。

ロ 前号ロに掲げる性状

三 第三種酸化性固体とは、第一種酸化性固体又は第二種酸化性固体以外のものであることをいう。

四 第一種可燃性固体とは、第一条の四第二項の小ガス炎着火試験において試験物品が三秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。

五 第二種可燃性固体とは、第一種可燃性固体以外のものであることをいう。

六 第一種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。

七 第二種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一条の五第二項の自然発火性試験において試験物品がろ紙を焦がすもの又は同条第五項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第一種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。

八 第三種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第一種自然発火性物質及び禁水性物質又は第二種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。

九 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。

十 水溶性液体とは、一気圧において、温度二〇度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。

十一 第一種自己反応性物質とは、孔径が九ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第一条の七第五項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。

十二 第二種自己反応性物質とは、第一種自己反応性物質以外のものであることをいう。

建築基準法の数量の制限

建築基準法第 48 条（同法施行令第 116 条（危険物の数量）及び第 130 条の 9（危険物の貯蔵又は処理に供する建築物））に規定されている用途地域別の危険物の制限量

用途地域別	品名	第 4 類 第 1 石油類 第 2 石油類 第 3 石油類 第 4 石油類	左記以外の危険物
	貯蔵又は処理数量		
第 2 種中高層住居専用 第 1 種住居 第 2 種住居 準住居	5 倍		1 倍
	※ 特定屋内貯蔵所、第一種販売所にあつては、15 倍		※ 特定屋内貯蔵所、第一種販売所にあつては、3 倍
近隣商業 商業	10 倍		2 倍
	※ 特定屋内貯蔵所、第一種及び第二種販売取扱所にあつては、30 倍		※ 特定屋内貯蔵所、第一種及び第二種販売取扱所にあつては、6 倍
準工業	50 倍		20 倍
			※ 特定屋内貯蔵所、第一種及び第二種販売取扱所にあつては、50 倍

※ 上記表に掲げる危険物の 2 種類以上を同一敷地内の建築物に貯蔵しようとする場合において、危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除き、それらの商の和が 1 までである。

(参考)

昭和 28・6・19 住指発 327

建築基準法の用途地域に関する適用については、敷地単位に考えるべきであるから、～。

昭和 28・9・17 住指発 1166

貴質疑二については、油そう所構内の全施設について、第一石油類が貯蔵され又は停滞している状態の瞬間における最大量を制限の対象にすべきで、～。

○建築基準法

第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途

第3節 建築物の用途

(用途地域等)

第48条 1～4 (略)

5 第一種住居地域内においては、別表第2(ほ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

※ 第一種住居地域：都市計画法第9条第5項「第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。」

※ 別表第2(ほ)

(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (へ)項第一号から第五号までに掲げるもの 二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これに類するもの 三 カラオケボックスその他これに類するもの 四 (は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの(政令で定めるものを除く。)
-----	-----------------------	---

(へ)項第一号から第五号

- 一 (と)項第三号及び第四号並びに(ち)項に掲げるもの
- 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m²を超えるもの
- 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの
- 四 自動車車庫で床面積の合計が 300 m²を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)
- 五 倉庫業を営む倉庫

(は)項に掲げる建築物

- 一 (い)項第一号から第九号までに掲げるもの
- 二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの
- 三 病院
- 四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で

定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

六 自動車車庫で床面積の合計が 300 m²以内のもの又は都市計画として決定されたもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの

八 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)

(と)項第三号及び第四号

三 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場

(一) 容量十リットル以上三十リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作

(一の二) 印刷用インキの製造

(二) 出力の合計が〇・七五キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付

(二の二) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造

(三) 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く。)

(四) コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉碎若しくは乾燥研磨又は木材の粉碎で原動機を使用するもの

(四の二) 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工(金属工芸品の製造を目的とするものを除く。)又は原動機を使用する金属のプレス(液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。)

若しくはせん断

(四の三) 印刷用平版の研磨

(四の四) 糖衣機を使用する製品の製造

(四の五) 原動機を使用するセメント製品の製造

(四の六) ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの

(五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立てで出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの

(六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットを超える原動機を使用するもの

(七) 出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用する製粉

(八) 合成樹脂の射出成形加工

(九) 出力の合計が十キロワットを超える原動機を使用する金属の切

削

- (十) メッキ
- (十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業
- (十二) 原動機を使用する印刷
- (十三) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工
- (十四) タンブラーを使用する金属の加工
- (十五) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業
- (十六) (一) から (十五) までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障があるものとして政令で定める事業

四 (る) 項第一号 (一) から (三) まで、(十一) 又は (十二) の物品（(ぬ) 項第四号及び(る) 項第二号において「危険物」という。）の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

(ち) 項

- 一 (い) 項第一号から第九号までに掲げるもの
- 二 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（政令で定めるものを除く。）
- 三 農業の生産資材の貯蔵に供するもの
- 四 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- 五 前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- 六 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）

(い) 項第一号から第九号まで

- 一 住宅
- 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令で定めるもの
- 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿

- 四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの
- 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）
- 八 診療所
- 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物

(る) 項第一号 (一) から (三) まで、(十一) 又は (十二) の物品

- 一 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場
 - (一) 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百九十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
 - (二) 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）
 - (三) マッチの製造
 - (十一) 可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）
 - (十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）

(ぬ) 項第四号（商業地域内に建築してはならない建築物）

四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

(る) 項第二号（準工業地域内に建築してはならない建築物）

二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの

消防法第二条第七項に規定する危険物

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類
		二 過塩素酸塩類
		三 無機過酸化物
		四 亜塩素酸塩類

第一類	酸化性固体	五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類

第四類	引火性液体	四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物 七 ヒドラジンの誘導体 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドロキシルアミン塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

- 一 酸化性固体とは、固体(液体(一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。))又は気体(一気圧において、温度二〇度で気体状であるものをいう。)以外のものをいう。以下同じ。)であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二 可燃性固体とは、固体であつて、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。
- 五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム

- 以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 七 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のものをいう。
- 八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中の発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 九 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- 十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。
- 十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものをいう。
- 十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十六 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上二五〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が二五〇度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- 十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 十九 第五類の項第十一号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- 二十 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二十一 この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

○建築基準法施行令

第4章 耐火構造、準耐火構造、防火構造、防火区画等

（危険物の数量）

第一百六条 法第二十七条第三項第二号の規定により政令で定める危険物の数量の限度は、次の表に定めるところによるものとする。

危険物品の種類		数量	
		常時貯蔵する場合	製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合
火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬	20 t	10 t
	爆薬	20 t	5 t
	工業雷管及び電気雷管	300 万個	50 万個
	銃用雷管	1,000 万個	500 万個
	信号雷管	300 万個	50 万個
	実包	1,000 万個	5 万個
	空包	1,000 万個	5 万個
	信管及び火管	10 万個	5 万個
	導爆線	500km	500km
	導火線	2,500km	500km
	電気導火線	7 万個	5 万個
	信号炎管及び信号 ^{せん} 火箭	2 t	2 t
	煙火	2 t	2 t
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。	
消防法第二条第七項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に並び、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の十倍の数量	危険物の規制に関する政令別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に並び、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量の十倍の数量	
マッチ	300 マッチトン	300 マッチトン	
可燃性ガス	700 m ³	2 万 m ³	
圧縮ガス	7,000 m ³	20 万 m ³	
液化ガス	70 t	2,000t	
この表において、可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した数値とする。			

- 2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- 3 第一項の表に掲げる危険物の二種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、第一項に規定する危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が一である場合とする。

○建築基準法施行令

第6章 建築物の用途

(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)

第三百十条の九 法別表第二(と)項第四号、(ぬ)項第四号及び(る)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項、第十項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は、次の表に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあってはその数量を問わないものとし、圧縮ガス又は液化ガスを燃料電池又は内燃機関の燃料として用いる自動車にこれらのガスを充填するための設備(安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。)により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガス、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類(消防法別表第一の備考十二に規定する第一石油類をいう。以下この項において同じ。)、アルコール類(同表の備考十三に規定するアルコール類をいう。)、第二石油類(同表の備考十四に規定する第二石油類をいう。以下この項において同じ。)、第三石油類(同表の備考十五に規定する第三石油類をいう。以下この項において同じ。)及び第四石油類(同表の備考十六に規定する第四石油類をいう。以下この項において同じ。)並びに国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵される硫黄及びナトリウムを除く。)の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

危険物		用途地域			
		準住居地域	商業地域	準工業地域	
(一)	火薬類(玩具煙火を除く。)	火薬	20 kg	50 kg	20 t
		爆薬		25 kg	10 t
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管		1 万個	250 万個
		銃用雷管	3 万個	10 万個	2,500 万個
		実包及び空包	2,000 個	3 万個	1,000 万個
		信管及び火管		3 万個	50 万個
		導爆線		1.5km	500km
		導火線	1km	5km	2,500km
		電気導火線		3 万個	10 万個
		信号炎管、信号 ^{せん} 火箭及び煙火	25 kg	2 t	2 t
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。			
(二)	マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス	A/20	A/10	A/2	

(三)	第一石油類、第二石油類、第三石油類又は第四石油類	A/2 (危険物の規制に関する政令第二条第一号に規定する屋内貯蔵所のうち位置、構造及び設備について国土交通大臣が定める基準に適合するもの(以下この表において「特定屋内貯蔵所」という。))又は同令第三条第二号イに規定する第一種販売取扱所(以下この表において「第一種販売取扱所」という。))にあっては、3 A/2)	A (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は危険物の規制に関する政令第三条第二号ロに規定する第二種販売取扱所(以下この表において「第二種販売取扱所」という。))にあっては、3 A)	5 A
(四)	(一)から(三)までに掲げる危険物以外のもの	A/10 (特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあっては、3 A/10)	A/5 (特定屋内貯蔵所又は第一種販売取扱所にあっては、3 A/5)	2 A (特定屋内貯蔵所、第一種販売取扱所又は第二種販売取扱所にあっては、5 A)
この表において、Aは、(二)に掲げるものについては第百十六条第一項の表中「常時貯蔵する場合」の欄に掲げる数量、(三)及び(四)に掲げるものについては同項の表中「製造所又は他の事業を営む工場において処理する場合」の欄に掲げる数量を表すものとする。				

2 第百十六条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。ただし、同条第三項の規定については、準住居地域又は商業地域における前項の表の(一)に掲げる危険物の貯蔵に関しては、この限りでない。

第116条第2項及び第3項

- 2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び可燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- 3 第一項の表に掲げる危険物の二種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、第一項に規定する危険物の数量の限度は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除き、それらの商を加えた数値が一である場合とする。